

ク

監査長ハ官房長、副監査長ハ庶務課長、監査員ハ知事ノ命ジタル官吏又ハ吏員ヲ以テ之ニ充ツ

ケル豫算執行ノ監査ス

第三條 監査長、副監査長及監査員ハ本廳各課及各課ニ於

第四條 豫算執行ノ監査ハ隨時必要ニ應ジ之ヲ行フ

第五條 豫算スベキ事項ノ概目左ノ如シ

一 歳入ノ調定及徵收ノ狀況

二 歲出豫算執行ノ狀況

三 帳簿及證憑書類ノ整否

四 財產ノ取得管理及處分ノ當否

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 監査長、副監査長及監査員ハ前條監査ノ爲必要ナル帳簿書類ヲ檢閱シ其ノ必要ナル書類ノ提出ヲ求メ又ハ事業其ノ他施設ノ現狀ヲ察索スルコトヲ得

第七條 監査長、副監査長及監査員ハ監査ノ結果必要アルトキハ本廳各課長及各課長ヨリ證明書ヲ徵スルコトヲ得

第八條 監査長、副監査長及監査員ハ監査ノ結果ヲ知

事ニ復命スペシ

本規程ハ昭和十八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

高販賣價格左ノ通指定期

昭和十六年九月鳥取縣告示第七百四十二號(甘諸苗ノ最高

販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

◆鳥取縣告示第二百三十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル甘諸苗ノ最

高販賣價格左ノ通指定期

昭和十八年九月鳥取縣告示第七百四十二號(甘諸苗ノ最高

販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

甘諸苗ノ最高販賣價格

種別	期間	單位	最高販賣價格		
			特長 重量 節數 四〇〇 以上 以上	一尺以上 長 節數 一二〇 以上 上	八寸以上 長 節數 二五〇 以上 並 重量 一〇〇 以上 六寸以上 長 節數 一〇〇 以上 八節以上 以上
甘諸苗	五月三十一日迄	一〇〇本	圓七〇	一〇〇	圓五五
	六月一日以後	一〇〇本	圓五〇	一〇〇	圓三五

一 本表價格ハ賣主最寄驛渡價格トシ荷造包裝費ヲ含ムモノトス

二 本表價格ハ本表規格ニ基キ產地市町村農會ノ検査ヲ受ケ票箋ヲ貼付セルモノノ價格トシ本表規格ニ該當スルモ農會ノ検査ヲ受ケザルモノノ價格ハ本表價格ノ三割下ゲトシ其ノ他ノモノハ本表六月一日以後ノ並ノ價格ノ半額トス

三 本表重量ハ検査當時(検査ヲ受ケザルモノハ引渡當時)ニ於ケル重量トシ病苗異品種ヲ混入セザルモノノ價格トス

四 取引ニ當リ錢位未滿ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

◆鳥取縣告示第二百三十九號

國民體力法第五條第一項但書並ニ同法施行令第一條ノ規定ニ依リ昭和十八年度要検査被管理者ノ體力検査施行ヲ命ジタルモノ左ノ如シ

昭和十八年四月三十日

事業場ノ名稱	所在地	事業主又ハ管理人氏名
日本曹達株式會社米子製錬所	米子市久米町一八二番地	生

01008

01007

日本鑛業株式會社 岩美鑛山
智頭木材統制株式會社

岩美郡小田村大字荒金七一四番地
八頭郡智頭町大字智頭二、〇五二三番地

安古
東館
哲源次郎
次郎

明治機械製作所
米子造船所

東伯郡倉吉町大字明治町一、〇二二番地
米子市祇園町二丁目

坂 齊
口 木
平 久
兵 舜
衛 毒

◆鳥取縣告示第二百四十號

左記教會ハ昭和十八年四月七日宗教團體法第十六條ノ規定ニ依ル設立認可ノ取消ニ因リテ解散シタリ

昭和十八年四月三十日

鳥取市元魚町一丁目三十番地
日本基督教團 日本基督教團鳥取新生教會
日本基督教團米子教會

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年四月三十日

鳥取縣知事 肥米之
新任者解任者職務執行區域任免年月日
勝谷島範次柴田萬壽躬同昭和十八年一月九日
一部辰八門脇陸郎米子市

四月一日

二月二十五日
三月十日
三月二十五日
三月三日
四月十日

四月一日
三月五日
三月三日

名稱 置位 設置者

鳥取縣東伯郡上小鴨村外二ヶ村學校
組合立鶴川青年學校

鳥取縣氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合
立青年學校城東實踐女學校

鳥取縣氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合
立中央青年學校

鳥取縣東伯郡渡村外五ヶ村學校組合
立興亞實業專修學校

鳥取縣西伯郡渡村外五ヶ村學校組合
立興亞實業專修學校

鳥取縣東伯郡上小鴨村外二ヶ村學校組合
立鶴川青年學校

鳥取縣氣高郡鹿野町外三ヶ村學校組合
立中央青年學校

◆鳥取縣告示第二百四十五號
青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ
昭和十八年四月三十日

名稱	置位	設置者
鳥取縣西伯郡大幡村青年學校	鳥取縣西伯郡大幡國民學校ニ併設	西伯郡大幡村
鳥取縣氣高郡神戶村青年學校	鳥取縣氣高郡神戶國民學校ニ併設	氣高郡神戶村
鳥取縣西伯郡渡實業專修學校	鳥取縣西伯郡渡國民學校ニ併設	西伯郡渡村
鳥取縣西伯郡外江村青年學校	鳥取縣西伯郡外江國民學校ニ併設	西伯郡外江村
鳥取縣西伯郡上道村青年學校	鳥取縣西伯郡上道國民學校ニ併設	西伯郡上道村

鳥取縣西伯郡餘子村青年學校	鳥取縣西伯郡餘子國民學校ニ併設	西伯郡餘子村
鳥取縣西伯郡中濱村青年學校	鳥取縣西伯郡中濱國民學校ニ併設	西伯郡中濱村
鳥取縣西伯郡大篠津村青年學校	鳥取縣西伯郡大篠津國民學校ニ併設	西伯郡大篠津村
鳥取縣氣高郡豐實村青年學校	鳥取縣氣高郡豐實青年學校ニ併設	氣高郡豐實村
鳥取縣氣高郡明治村青年學校	鳥取縣氣高郡明治國民學校ニ併設	氣高郡明治村
鳥取縣八頭郡賀茂村青年學校	鳥取縣八頭郡賀茂國民學校ニ併設	八頭郡賀茂村
鳥取縣氣高郡東鄉村青年學校	鳥取縣氣高郡東鄉國民學校ニ併設	氣高郡東鄉村
鳥取縣八頭郡國中村青年學校	鳥取縣八頭郡國中國民學校ニ併設	八頭郡國中村
鳥取縣八頭郡賀茂村青年學校	鳥取縣八頭郡賀茂國民學校ニ併設	八頭郡賀茂村
鳥取縣八頭郡濟美村青年學校	鳥取縣八頭郡濟美國民學校ニ併設	氣高郡濟美村
鳥取縣八頭郡大江村青年學校	鳥取縣八頭郡大江國民學校ニ併設	八頭郡大江村
鳥取縣氣高郡小鷺河村青年學校	鳥取縣氣高郡小鷺河國民學校ニ併設	氣高郡小鷺河村
鳥取縣氣高郡逢坂村青年學校	鳥取縣氣高郡逢坂國民學校ニ併設	氣高郡逢坂村
鳥取縣西伯郡春日村青年學校	鳥取縣西伯郡春日國民學校ニ併設	西伯郡春日村
鳥取縣氣高郡勝谷村青年學校	鳥取縣氣高郡勝谷國民學校ニ併設	氣高郡勝谷村
鳥取縣氣高郡美穗村青年學校	鳥取縣氣高郡美穗國民學校ニ併設	氣高郡美穗村

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ
昭和十八年四月三十日

名稱 位 置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之
鳥取縣西伯郡東長田村 女子青年學校
鳥取縣西伯郡東長田國民學校 併設 西伯郡 東長田村
鳥取縣西伯郡天津村 女子青年學校
鳥取縣西伯郡天津國民學校 併設 西伯郡 天津村
鳥取縣西伯郡上長田村 女子青年學校
鳥取縣西伯郡上長田國民學校 併設 西伯郡 上長田村
鳥取縣西伯郡大國村 女子青年學校
鳥取縣西伯郡大國國民學校 併設 西伯郡 大國村
鳥取縣西伯郡法勝寺村 女子青年學校
鳥取縣西伯郡法勝寺國民學校 併設 西伯郡 法勝寺村

01017

五月五日	同	神奈川村一圓	神奈川村	同
五月六日	同	多里村一圓	多里村	同
五月八日	同	福榮村一圓	福榮村	同
五月九日	同	日野上村一圓	日野上村	同
五月十二日	岩美郡宇倍野村一圓	宇倍野村	同	

注射月日	注 射 區 域	注 射 場 所	牽付時刻	
五月五日	鳥取縣知事 土 肥 米 之	日野郡石見村一圓	午前九時迄	
五月六日	鳥取縣知事 土 肥 米 之	石見村	午前九時迄	

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫痘豫防液ノ注射ヲ施行ス依ツテ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ牽付注射ヲ受クベシ

昭和十八年四月三十日

健民運動を展開

五月一日より十日間

大東亞戰爭完遂と大東亞共榮圈の建設に邁進するために強靭なる心身の保持と質實剛健なる生活体制の確立と、而して之を基底とした皇國民族の量的質的增强とが絶対的要件である。

依つて縣では之が認識の徹底を圖ると共に之を基本として國民的實踐にまで推し進めるため、五月一日より十日までの十日間に亘つて『健民運動』を展開することとなつた實施要項は次の通りである。

◆皇國民族精神の昂揚

一、各戸午前六時を期し家庭朝禮を神前に於て行ひ家長より訓話すること

二、町村又は郡市等の單位に於て勤皇護國烈士先覺者の顕彰式

◆母子保健の徹底

一、都市に於ける女子勤労奉仕隊の動員協力を受け母性の

01018

彙報

彭講演會又は慰靈祭を行ふこと

三、會社、工場等に於ては五月一日令旨の奉讀式を行ひ御懿旨の徹底並に健民運動の趣旨に關し代表者より訓話すること

四、集合の際皇國民の誓、決戰生活訓の齊唱をすること

五、家畜飼料の必要な農家にあつても米穀精米規則に準じ法定精米の供食實踐をすること

六、各戸に於て空閑地其の他に大豆、胡麻、馬鈴薯等貯藏可能食糧を栽培し食糧の自給体制確立に寄與すること

◆出生增加と結婚の獎勵

一、適齡結婚及び健康結婚を積極的に獎勵すること

二、女子を雇傭する者は結婚を阻害するが如き雇傭條件を緩和又は改善すること

三、結婚費用の徹底的輕減を圖ると共に會社、工場等に於ては結婚費の貸付制度を設ける等結婚行事の改善に努めること

過労防止の方途を講ずること

二、農村に於ては共同炊事、季節保育所、托兒所開設懇談會等を行ふこと

一、女子を使用する會社、工場に於ては市郡醫師會支部及び關係醫師と協調して健康診斷を行ひ母性保護指導に當ること

市町村に於ては本期間中醫師其の他と連絡の上赤ん坊審査會を開催し表彰すると共に育児状況を調査し一般に周知せしめること

五、高等女學校、女子青年學校、女子を雇傭する工場又は婦人團体に於ては育兒知識及び愛育思想の普及を圖るため期間中適當な日を選んで講演會を開催すること

◆國民心身の鍊成

◆國民心身の鍛成

（全國武徳祭が五月五日執行されるので、各支部、田村、其の他職域に於ても武道大會、相撲大會（又は武道懇談會、講演會）等を行ふこと

◆結核の豫防撲滅

◆結核の豫防撲滅 繙實行するやう努めること

三、昨年度結核検診の結果要注意者として決定せるものを二泊三日程度保養所に集團入所せしめ、結核知識の普及を圖ると共に精神生活指導を行ふ

四、春季大掃除を町内會、部落會等申合せの上徹底的に行ふこと

五、姪婦及び早流死産の癖のある者は専門醫の診斷を受けること

◆其の他

從來行つて來たムシバ豫防、近視、トラホーム豫防等の運動も健民運動の一環として行ふこと。

大東亞戰爭完勝

簡易保險一億新加入運動

購買力吸收と保險保護

鐵壁の銃後建設に邁進

今や大東亞戰爭の決戦期に際會し、國民は愈々必勝の信念を固めて戰時生活の增强に挺身すると共に、萬難を排し

◆其の他

大東亞戰爭完勝

購買力吸收と保險保護

從來行つて來たムシバ豫防、近視、トラホーム豫防等の運動も健民運動の一環として行ふこと。
大東亞戰爭完勝
簡易保險一億新加入運動
購買力吸收と保険保護
鐵壁の銃後建設に邁進

蓄は言ふまでもなく民間の浮動購買力の普遍吸收と資金の長期固定化とを要請とするのであるが、簡易保険制度はよくなこの目的に適合するばかりでなく、國民が各自の經濟的能力に應じて國民生活安定の連帶的組織を結成し、鐵壁の銃後を建設する上に缺くべからざる制度である。

依つて昨年實施した「大東亞戰爭完勝簡易保險一億新加入運動」を本年度も展開して本制度の徹底普及を圖り、以て決戦下に於ける國民貯蓄目標の達成と搖ぎなき銃後の建設を期することとなつた。運動の主体は遞信省、内務省並に大政翼賛會の三者であつて、實施は遞信局及び地方廳、大政翼賛會府縣支部が之に當ることとなつてゐて、時期は五月中とし、爾後遞信省に於て引續き實施するのである。

本運動は前にもいふ如く國民各層に瀰漫する浮動購買力を簡易保險を通じて繼續的且つ普遍的に吸收し、之が長期立てを期して銃後の建設を促進しようとするものであつて、固定資金化を圖ると共に、國民大衆に對する保険保護の確立を期して銃後の建設を促進しようとするものである。

縣に於ては中央に於ける施設に順應して各種施設を實施し

呼應して各學校等學つて參加すること
三、名和公精神昂揚行軍大會を五月八日船上山より名和神
社まで各青年學校生徒及び各中等學校生徒の行軍實施・

四、第九回大日本体操大會鳥取縣大會が鳥取、米子、倉吉を中心とする中等學校、青年學校、國民學校、會社、工場及び一般を對象として五月九日實施されるので其の他

の學校、團體に於ても之に呼應して實施すること
五、ラヂオ体操を町内會、部落會に於て實施すること
六、開墾、土地改良、耕耘、麥刈、摘桑、草刈、除草

肥の造成又は收穫、肥料の運搬、製炭の作業を選択し集團勤労作業を實施すること。學校、工場では學徒從業員の健康狀態を考慮し、勤労作業に依り休閑地を活用して

栽培耕作を行ふこと
七、本期間を契機として冷水摩擦又は乾布摩擦等を始め永
續實行するやう努めること

△ 結核の豫防 措置

各種團體と密接なる連絡協調をとつてこれに當り、市町村

に於ては市町村當局、大政翼賛會市町村支部、並に翼賛會傘下にある各種團體地方支部と協力の下に、郵便局の活動

に依つて夫々その組織を通じて運動目的の達成に努めるこ

とになつてゐる。以下實施事項を記すと次の如くである。

關係方面の運動協力並に一般縣民各位の率先加入を切望す

る。

一、遞信局及び縣並に大政翼賛會縣支部等に於て實施すべき事項

イ、遞信局及び縣、大政翼賛會縣支部並に大日本婦人會

產業報國會、商業報國會、翼賛壯年團、大日本青少年團、勞務報國會、農業報國聯盟、海運報國團等の各支

部は夫々管下に對し本運動を強力に實施協力方通牒又は指令を發すること

ロ、協議會又は懇談會、座談會、講演會等を左に依り開催すること

一、大日本婦人會郡市別協議會

一、產業報國會支部別並に業主別懇談會

二、郵便局及び市町村並に大政翼賛會市町村支部等に於て

實施すべき事項

イ、本運動は五月の常會に當り、郵便局は豫め市町村、大政翼賛會市町村支部と充分協議の上、募集計畫並に實行方法を決定し活動を展開すること

ロ、本運動は五月の常會徹底事項に決定してるので、常會を通じて本運動の趣旨徹底を圖り、全縣民が最高

千圓まで加入方申合するやう斡旋すること

講演 遞信局長 知事

其の他 報道及び解説の放送

ト、加入優良町内會、部落會の顯彰

ハ、地方新聞及び縣並に各種團體發行の機關紙に本運動の記事を掲載すること

ニ、常會說明資料並に常會回覽用趣意書作成

ホ、ボスター、壁新聞の調製

ヘ、地方放送

01022

尙五月の大詔奉戴日の實踐事項として加入の促進に努めること

ハ、本運動の趣意書を市町村を通じて町内會、部落會、隣組に配布し回覽せしめること

ニ、懸垂布、立看板を調製掲出すること

ホ、本運動に關する講演會、映畫會又は懇談會等を開催する場合には、右三者が主催者として參加し斡旋すること

ヘ、地方警察署、學校、其の他各種團體（日婦、產報、實業等の指導機關）係者に對し、本運動の協力を求めて實効を擧げるやう努めること

昭和十七年度

國民貯蓄本縣增加成績

目標額突破一割三分四厘
愈奮勵二百七十億達成へ

昭和十七年度の國の貯蓄增加目標額は衆知の如く二百三

區	分	昭和十七年度增加高
金融機關預金	計	三七、九七七、八八六圓
郵便貯金	一、小計	一三、六四〇、六五二
簡易生命保險		五一、六一八、五三八
郵便年金		二、八二九、一七〇
生命保險		一、四〇七、三一二
郵便局賣出國債及債券		五、六四八、〇〇〇
		八、四八九、六三一

二、小計 一八、三七四、一二三
三、右以外ノ有價證券 九、三七三、〇六五

合計 七九、三六五、七

昭和十六年度成績
六〇、三一八、九一八

(目標額ニ對スル増加割合一〇〇、五三%)

昭和十六年度對比增減 一九〇四六、七九八

本縣目標額は八千萬圓と決定せられ、此のうち國債五

萬圓、債券三百四十萬圓、計九百萬圓の直接消化額が割

當てられてゐる。依つてこの目標額達成の爲には既に郡市及び町村の貯蓄目標割當を行ひ、續いて各市町村に於ても部落會、町内會、更に隣保班、個人等それゝ引受額を定め、又各職域、産業團体、高額所得者、預金者、其他の組合別等目標額についても着々決定して實行に移されつゝあること、思ふのであるが、斷じて勝たねばならぬ此の戦争以上の大決戦の年たる昭和十八年の貯蓄戦に於ても前年度殊に重大決戦を收めるやう、各位の協力を切に要望する次

昭和十八年四月三十日印刷
昭和十八年四月三十日發行

第である。

◎傳染病患者死者的旬報
(四月上旬。印八疫痢)

發行者 烏取縣 烏取市 東町
烏取縣 烏取市 吉方町 取
印 刷 所 (西島19) 前田 印 刷 所 縣